

会 議 録

会議の名称		平成２８年度第３回守谷市男女共同参画推進委員会		
開催日時		平成２９年２月２４日（金） 開会：午後２時　閉会：午後３時２５分		
開催場所		守谷市役所３階　庁議室		
事務局（担当課）		生活経済部　市民協働推進課		
出席者	委　員	村田会長，井坂副会長，川名委員，西尾委員，大同委員， 安藤委員，飯田委員，須賀委員，赤井委員　計　９名		
	市職員	松丸市長，坂部長，鈴木課長，古谷課長補佐，大平係長， 川崎主事　計　６名		
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	０人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		１　開　会 ２　会長挨拶 ３　市長挨拶 ４　議　題 （１）男女共同参画に関する意識調査結果について （２）第三次守谷市男女共同参画推進計画の構成案について ５　その他 ６　閉　会		
確定年月日		会議録署名		
平成２９年３月１７日		会　長　村田　昌		

審 議 経 過

1 開 会

2 会長挨拶

3 市長挨拶

4 議 題

事務局： 前回の会議において、本委員会の会議録につきましては、発言者の氏名を記載することと決定しておりますので、本日の委員会会議録につきましても、発言者の氏名を記載することといたしますことを御報告いたします。

それでは、これ以後、議事の進行は守谷市男女共同参画推進条例第20条第1項の規定により、村田会長に議事の進行をお願いいたします。

なお、本日の委員10名のうち、9名が出席しておりますので、守谷市男女共同参画推進条例第20条第2項の規定により、会議が成立することを御報告いたします。

村田会長： 本日は、前回の会議において、発言者の氏名を記載することに同意いただいた委員に御出席いただきましたので、本日の会議は事務局が説明したとおり会議録を公開いたします。本日欠席している委員が出席した会議においては、会議録の発言者の氏名を記載することについて改めて協議の上、決定いたしましょう。

(1) 男女共同参画に関する意識調査結果について

村田会長： 事前配付されている市民意識調査の結果に関する説明について、事務局からお願いします。

事務局： (資料に基づき説明)

村田会長： 学識経験者として御出席いただいている井坂副会長、このアンケート結果を通じて何か御意見等はございますか。

井坂副会長： 感想にもなってしまいますのですが、全体の傾向は事務局から説明していただいたとおり、全国的な比較と大きく変わるところはないと感じました。また、このPTAや町内会等の地域活動への参加状況に関する調査結果を見て、この地域活動への参加状況の数値と併せて、町内会長であるとか、PTA会長であるとか、意思決定に携わる男女の割合をリンクすることで、まちづくりにおける男女共同参画の推

進状況を確認することができるのではないかと思います。

村田会長： 今の御意見は、資料１の１４ページに関することであったと思います。

資料１の１４ページのことやそれ以外でも結構です。何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

川名委員： 井坂副会長の１４ページに関する御指摘は非常に興味深いと思いました。守谷市ではボランティア活動、町内会活動、公民館活動等では、女性が活躍していると思います。町内会は女性の会長というのは少ないと思いますが、その他の活動における意思決定等に携わる部分においては、女性が活躍しているケースが多いと思います。

また、１６ページの家庭生活においては、女性の方が家庭での役割が多く、休養が十分に取れていないとの結果になっています。行政として家庭生活に踏み込むことは難しいことではあると思いますが、女性が社会で活躍するには、家庭内での女性の負担を軽減することも必要であるかと思いますので、特に若い世代、子育て世代へ性別による固定的役割分担に関する啓発活動を実施していただきたいと思います。

村田会長： 御意見ありがとうございます。その他の御意見等がある方はいらっしゃいますか。

西尾委員： 事務局の説明でもありましたが、この意識調査結果の自由意見についてです。このアンケートは、自分にとって該当する項目にチェックする方式で行われていましたが、これは必ずしも自分の状況と合致する項目があるとは言えないと思います。そうすると、自分と合致しない項目でも比較的自分の属性に近いものと思われる項目を選択することもあるかと思います。そのため、実態とは異なる項目で回答しなくてはならない人もいたかと思います。

しかし、自由記載欄は、自分の考えや思いをストレートに記載することができるので、ある意味では本音や実情が表面化する部分であると思います。本アンケートとは関係が無いこと、関係性が薄いことを記載している自由意見もありますが、市民の実情や悩んでいる生の声と思われる内容もありました。こういった意見は大切にしたいと思いましたし、このような意見をどのように受け止めるかを検討して欲しいと感じました。

安藤委員： 私も同意見です。興味深い内容の意見が多かったので、このような意見を出してくださる方を集めたイベント等を実施してみたいと思いました。イベントは大げさかもしれませんが、意見をくださる方の声を聴いてみることで、市の今後の取り組みに関するヒントが得られるかもしれません。

飯田委員： 私も同意見です。自由意見は内容量も多かったのですが、興味深い内容が多かったように思います。この意見の中から引き出せるものがあれば良いと思います。

事務局： 担当職員としても、自由意見は御回答いただいた方の生の意見であると思っており、自由意見の中に男女共同参画に関する啓発や事業のニーズがあるのかもしれないと考えています。そのため、毎年実施しているフォーラムや啓発のテーマの検討材料として自由意見を取り扱う予定でございます。

村田会長： 委員の皆さんも同様に考えている状況ですので、この自由意見は今後も活かしていく、ということをお願いします。

また、私も気になって、自由意見の年代等を抽出してみたところ、20代が9名、30代は40名、40代は41名と、若い世代からの自由意見がとても多く、全体の5割近くになっています。これは、若い世代もこの男女共同参画に関心がある、意見があるということです。自由意見を活かす方法を検討すべきであると考えました。

安藤委員： 無作為抽出の中の一人として回答しました。分析するには必要なことは分かりますが、50代の私でも回答がとても大変でしたので、年齢が進むにつれて、アンケートに御協力いただけない方がいても仕方ないと思います。簡易的なアンケートにしまうと、経年比較ができませんので、回答が難しい項目もありますし、アンケートを途中でやめてしまう人がいることは想像できました。

赤井委員： 自由意見で気が付いたことですが、高齢の方こそ「昔はこうだった」という考えがあったかと思いますが、このアンケートを実施することは、啓発になると思います。また、79ページに記載がありましたが、アンケートをやった結果がどのように活かされていくのか、という意見もありますので、結果の告知や男女共同参画の啓発を継続していく必要があるように思います。

男女共同参画に関する啓発として、広報もりやに男女共同参画コラ

ムを掲載していると思いますが、掲載スペースが小さくなっていて、目立たなくなってしまっています。掲載スペースの問題は全体のバランスがあるので難しいと思いますが、決められた小さい枠でも読んでもらえるような工夫をして欲しいと思いました。

村田会長： 市民意識調査については、回答項目が多く、回答を得られないアンケートでは意味がないと思いますし、次回にアンケート実施する時は、実施方法や回答項目を検討する必要があるように感じます。

また、広報もりやでの啓発についても、一度に多くの男女共同参画に関する情報提供は難しいかと思いますが、少ない文章量でもいいので、定期的に男女共同参画に関する啓発として、アンケート結果の公表や用語の紹介等を実施することでもできると良いのではないのでしょうか。

須賀委員： 会長がお話された部分ですが、男女共同参画に関する周知活動が不足していると感じます。この男女共同参画推進委員会のことを知っている市民は少ないと思いますし、委員会があることを知っていても何を協議しているかは知らない方が大多数だと思います。

また、今回のアンケートも届いた方は「このアンケートが我が家に届いた理由は何だろう。」と疑問に思ってしまったのではないのでしょうか。事前に計画策定のための市民アンケートを実施することや男女共同参画推進委員会のこと、男女共同参画のこと等の周知活動をしていく必要があると思います。

村田会長： 我々の意見全てを取り入れ、事業として実施していくことは難しいでしょうが、現状等を踏まえ、事務局の考えはいかがでしょうか。

事務局： 委員の皆様からの御意見は、もっともな点が多いと思います。現状をお話いたしますと、広報もりやを活用した周知活動として、奇数月に男女共同参画コラムを掲載しております。市の情報を効率的、効果的に発信する必要があるため、コラムの掲載の文章量は、これまで掲載していた文章量よりも少なくするよう求められています。そういった状況ではありますが、広報担当部署と相談し、コラムの執筆に協力いただいた方のイラストと一緒に掲載し、少しでも目を引くような工夫を今年度から開始いたしました。

また、周知の手法については、広報もりやを読まれている市民の方は7割というデータが出ておりますが、子どもが広報を読むといったことはあまりないと思われますので、広報を活用した周知活動に加え、小学

校、中学校と連携して若年層への啓発活動にも力を入れて取り組んで行こうと考えております。

また、今年度も守谷市の中学2年生を対象にした夏季休暇の課題として「男女共同参画に関する絵てがみコンクール」を実施いたしましたが、夏季休暇で課された多くの宿題の一つとして取り組むのではなく、少しでも男女共同参画について考えてもらった上で、絵てがみコンクールに取り組んでもらうため、御所ヶ丘中学校に御協力いただき、御所ヶ丘中学の2年生全員に対して男女共同参画に関する啓発を実施いたしました。

男女共同参画は多岐にわたるので、キャリア教育やデートDV、夏休み前の時期には性犯罪に関すること等、様々なテーマで啓発が実施できると考えていますので、今後も学校の現場と調整し、次世代を担う子どもたちへの啓発に取り組んでいこうと思っております。

村田会長： 事業所のアンケートについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。

大同委員： 事業所アンケートの回答結果は、想定していた回答結果のように思えます。

川名委員： アサヒビールについての質問をしてもよろしいでしょうか。

男性の育児休業について、アサヒビールの現状はどのような状態でしょうか。

大同委員： 育児休業の取得の男女比については、圧倒的に女性が多いのが現状です。うちの工場に限ってお話しすると、子育てが終わりつつある世代が多くを占めているので、対象者が少ないのですが、育児休業を取得している男性社員が1名います。工場に限らず、アサヒ全体でも育児休業取得状況は、女性の取得が目立ちます。

西尾委員： 私からも質問をよろしいでしょうか。

ニュースで育児休業は、年単位で取得が可能だが、男性が育児休業を取得する時は年単位でなく、1か月や3か月といった短期間での取得が多いと聞いております。アサヒさんの現状はどうでしょうか。

大同委員： ケースバイケースであると思います。対象者が育児休業の期間を自分で決めて取得することができるので、保育所が見つからないから、という理由で保育所の目途が立つまでの期間を取得する者も居れば、

長期間で取得する者も居ます。決められた範囲内であれば、延長することもできます。

川名委員： 守谷市は、育児休業を取得できる期間はどの程度でしょうか。

事務局： 子どもが3歳になるまで取得可能です。男女に関わらず取得できます。数週間といった短い期間でも取得が可能であると、担当課から聞いております。しかし、長期間にわたって、育児休業を取得した男性職員は、直近ではおりません。

村田会長： 取得し難い環境であつたりするのでしょうか。

事務局： 市の制度として、男女に関わらず取得できる制度があり、取得し難い環境ではないと思われます。しかし、該当する男性職員の仕事の状況や家庭内で都合をつける等、取得に至らない要因は様々であるかと思えます。

直近のデータでは、平成27年度は対象男性職員が2人で、育児休業を取得した職員は0人、平成26年度は対象男性職員が7人で、育児休業を取得した職員は1人です。この平成26年度に育児休業を取得した方の休業期間は20日です。平成28年3月からの施行された特定事業主行動計画では、育児休業を取得した男性職員が20%を以上になるよう目標を設定しております。

育児休業中は無給になるので、家計的な面での心配が生じ、仕事の状況だけではなく、生活面での状況も育児休業を取得するかどうかの判断の要因になるとと思われます。

また、男女共同参画の分野に詳しい識者から、男性の育児休業の取得も対象の男性職員がどれだけ育児休業を取得したか、といった取得率だけではなく、男性職員がどれだけの期間の育児休業を取得したのかという、男性の育児休業の取得に関する実態の部分について注視していく必要もあるとの御意見を聴いたことがあります。

村田会長： それでは、自由意見の件やその他の育児休業の件、啓発の件等の意見について、事務局は検討をしていただきますようお願いいたします。

（2）第三次守谷市男女共同参画推進計画の構成案について

村田会長： それでは、次の議題に進みます。

次の議題の説明を事務局からお願いします。

事務局： （資料に基づき説明）

村田会長： 資料２及び資料３及び参考資料に関する説明は、第三次男女計画の内容でした。事前に配付された資料だけで、この第三次の計画の骨子の協議は難しいかもしれませんが、どうでしょうか。第二次計画から第三次計画の変更はいくつか事務局から説明していただきましたが、委員の皆様から御意見等はございませんか。

須賀委員： 世間では女性活躍推進が表立っていますが、今後は介護に関することでも議論が必要になると思います。この男女の計画でどこまで介護に踏み込むか難しい問題であるとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

村田会長： 市の総合計画の分野別の施策等で書かれている内容であると思いますが、事務局からの説明がありますか。

事務局： 会長からもありましたが、第二次男女共同参画推進計画の策定時に、各分野のどの程度まで男女共同参画推進計画として取り扱うのかを協議した経緯がございます。その時の協議において、介護と仕事の両立に関する点を男女の計画で扱っていくという結論になっております。第三次計画においても同様とする予定です。

須賀委員： 子どものための休業は良く聞くようになりましたが、介護のための休業についても男女共同参画の大きな課題となると思いますので、介護にかかわる休業の取り方、ワーク・ライフ・バランスについて、市の取り組み等を教えていただきたいと思います。

事務局： 現在、介護に関する休業の法律も改正されており、これまでは一定の期間の休業であった介護休業が分割して取得することができるようになりました。また、介護休暇につきましては、３０分単位一日２時間まで取得できるように変わったと担当課から聞いております。

やはり、介護を理由とした離職者が多い背景があったことから、このように制度もより取得が容易になるような形態に変わっていると思われます。

川名委員： 先ほど、男性の育児休業についてもデータを示していただきましたが、介護に関する休暇及び休業についても、対象者に対する取得者の割合等を男女別にデータを読み解くような社会になると、介護に関する性別による固定的な役割分担があるのかどうか分かりやすくなりま

すね。

村田会長： その他に御意見等がある委員はいらっしゃいますか。

安藤委員： 第三次男女共同参画推進計画は、女性活躍推進法における女性活躍推進法の施策についての計画を盛り込むとのことですが、これまでこの女性活躍推進法ができる前から、守谷市では男女共同参画推進計画等の施策により女性活躍推進に関する内容はやってきた経緯があると思うのです。

また、女性活躍推進法の推進施策の策定は努力義務でしたよね。今回の第三次男女共同参画にこの計画を盛り込むことは、絶対条件ではないという認識をしています。

市は主体的に女性活躍推進について推進する意思があるのでしょうか。

事務局： この女性活躍推進法で規定している女性活躍推進に関する施策の計画の策定は努力義務です。しかし、策定を求められている計画等の内容や方向性は、市の総合計画や守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合性はとれていることから、市としては女性活躍推進に関する計画を策定する必要があると感じております。そして、この計画は独立した計画として策定することも可能ですが、現在、市では各分野で策定している計画がとて多くなっておりますので、この分野の計画を新たに増やすのではなく、既に策定されている男女共同参画推進計画に盛り込んでいくことが、効率的であると考えています。

村田会長： それでは、その他に御意見がある方はいらっしゃいますか。

川名委員： 女性の管理職、特に部長職については、今年度は男性しかいない状態であるので、市には頑張ってもらいたい。

松丸市長： 市役所の仕事の全てが、性別における向き不向きがある訳ではないと感じております。しかし、現状として管理職には男性が多くなっています。議会でも議員は女性が多く、執行部側は男性が多くなっていることは良く理解していますが、女性管理職が少ない現状で、段階を飛び越えた女性の部長職への登用はできないのも現実にあります。

また、女性活躍推進法のような上位法は指針であるので、市としても重要な法律ではありますが、守谷市として、守谷市民にとって市政をどうすべきであるのか、どう運営すべきであるのかを考えていき

いと思いますので、皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いします。

村田会長： この骨子については、どうでしょうか。この骨子に基づき第三次男女共同参画推進計画の策定事務を進めてもらい、もう少し具体的な形が見えてきた段階で、委員の皆様の御協議をいただき、計画策定に向かっていくということで良いでしょうか。

【一同異議なし】

村田会長： また、この委員会の今後の進め方として、事務局と我々の情報共有をこれまで以上に促進し、資料の提供等をお願いしたいと思います。

事務局： 分かりました。

5 その他

村田会長： それでは以上で議題の全てを協議いたしました。その他について何かございますか。

事務局： 本日、配付させていただきました資料に男女共同参画に関する啓発紙「あんだんて」がございます。こちらは、今年度に市が取り組んだ事業等を紹介している冊子でございます。公共施設や啓発の資料として活用していきますことを御報告いたします。

6 閉 会

村田会長： それでは本日の議事は全て終了しましたので、閉会とします。